

秋田県弓道連盟女子部会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称は、秋田県弓道連盟女子部会と称し、事務局を部長宅に置く。

(会員)

第2条 この会の会員は、秋田県弓道連盟会員の女子をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、秋田県女子弓道の普及並びに育成強化を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年内に一度ないし二度の研修会
- (2) その他、この会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

部長1名、副部長1名、理事長1名、会計1名、監事2名

理事(各弓道会の代表者とし、会員5名までを1名、5名を超えるごとに1名増とする。)

- 2 この会に、顧問を置くことができる。

第6条 前条の部長、副部長、理事長、会計及び監事は、役員会において選出し、総会において報告する。ただし、監事は、県北、中央、由利本荘及び県南が交代して、職務を行う。

理事については、所属する各弓道会において選出する。

第7条 部長は、この会を総括し、会議の議長を勤める。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは職務を代行する。

理事長は、事務を掌握する。

会計は、会計事務を掌握する。

監事は、会計並びに事務を監査し、総会において報告する。

第8条 役員任期は2年とし、重任は妨げない。

補欠または他の理由により、新たに就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

総会は、毎年1回開くものとし、原則として4月の第一土曜日に行うものとする。

また、必要に応じ部長が役員を招集し、役員会を開催することができる。

(会計)

第10条 この会の会計は、通常の運営に関わるものについては、秋田県弓道連盟からの助成金
上、研修会の経費が主であるとする。

と、研修会の経費から充てるものとする。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更等)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要と認められる事項、またはこの規約の変更については、総会にて定める。

附則

- 1 この規約は昭和48年より施行する。
- 1 昭和60年改正
- 1 平成3年4月改正
- 1 平成11年7月改正
- 1 平成12年7月改正
- 1 平成14年7月改正
- 1 平成15年8月改正(第6条、第9条)
- 1 平成18年4月改正
- 1 平成27年4月改正
- 1 令和4年4月改正(第5条、第6条、第7条、第10条)